

令和6年度 あいち農地水多面的機能等委員会

日時：令和6年8月19日（月）

午後1時30分から

場所：愛知県三の丸庁舎 B104 会議室

次 第

1 あいさつ

2 議事

（1）農業農村多面的機能支払事業について

- ・令和5年度の実績（資料1）
- ・令和6年度の実施状況（資料2）

（2）環境保全型農業直接支払交付金について（資料3）

（3）優良活動表彰（農地・水・環境のつどい）の開催について（資料4）

配布資料一覧

○出席者名簿、配席図

○あいち農業農村多面的機能等委員会開催要領

○資料 1 農業農村多面的機能支払事業 令和5年度の実績

○資料 2 農業農村多面的機能支払事業 令和6年度の実施状況

○資料 3 環境保全型農業直接支払交付金 実施状況について

○資料 4 令和6年度 農地・水・環境のつどい（案）

○参考資料

- ・令和6年度多面的機能支払交付金のあらまし
- ・環境保全型農業直接支払交付金令和6年度取組の手引き
- ・地域で環境にやさしい農業に取り組むみなさまへ

令和6年度 あいち農業農村多面的機能等委員会 出席者名簿

令和6年8月19日（月）

所 属		役職等	氏名	
委員	国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学応用生物科学部	教授	平松 研	
	国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究所	准教授	森本 英嗣	
	公益財団法人愛知・豊川用水振興協会	副理事長	小酒井 徹	
	ビオトープ・ネットワーク中部	会長	長谷川 明子	
	セントライ青果株式会社営業推進事業部営業戦略室	課長代理	市橋 玉子	
県	農林基盤局農地部農地計画課	課長	近藤 修平	
	農林基盤局農地部農地計画課	担当課長	足立 栄樹	
	農林基盤局農地部農地計画課	課長補佐	山田 将也	
	農林基盤局農地部農地計画課	主査	内藤 美菜子	
	農林基盤局農地部農地計画課	主任	下池 愛理	
	農業水産局農政部農業経営課	担当課長	鬼頭 功	
	農業水産局農政部農業経営課	課長補佐	上田 晃久	
	農業水産局農政部農業経営課	技師	早川 ひかり	
	尾張農林水産事務所建設課	主任	鈴木 良典	
	尾張農林水産事務所一宮支所建設課	主事	鶴飼 泰地	
	海部農林水産事務所建設課	技師	柴田 花奈	
	知多農林水産事務所建設課	課長補佐	河内 与志雄	
	西三河農林水産事務所建設課	技師	伊藤 啓佑	
	西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所建設課	課長補佐	加納 大	
	西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所建設課	主事	加藤 真紀	
	豊田加茂農林水産事務所建設課	技師	藤本 昂大	
	新城設楽農林水産事務所建設課	技師	丹下 勝登	
	東三河農林水産事務所建設課	主事	鶴飼 寛也	
	推進協能議会的農機地	愛知県土地改良事業団体連合会事業部	地域保全課長	平野 浩幸
		愛知県土地改良事業団体連合会事業部地域保全課	主査	樫山 亜紀

あいち農業農村多面的機能等委員会開催要領

(目的)

第1条 農村地域に広く分布する農地や農業用水利施設等の資源と環境の良好な保全と質的向上を図る活動（以下、「農業農村多面的機能活動」という。）、並びに化学肥料や化学合成農薬の使用を減らして自然環境の保全に資する活動（以下、「環境保全型農業活動」という。）を支援する農業農村多面的機能支払事業並びに環境保全型農業直接支援対策について第三者の意見を求め、これを適切に推進するため、「あいち農業農村多面的機能等委員会」（以下、「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- 一 農業農村多面的機能活動及び環境保全型農業活動の実施状況について
- 二 農業農村多面的機能活動及び環境保全型農業活動の評価について
- 三 前各号に定める事項のほか、農業農村多面的機能支払事業の適切な推進等に必要な事項について

(構成)

第3条 委員会は別紙に掲げる委員により構成する。

(委員長等)

第4条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会の意見をとりまとめる。
- 4 委員長に事故があるときは、他の委員の中から互選で委員長代理を選出し、委員長代理が委員長の職務を代行する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、農林基盤局農地部長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、農業農村多面的機能支払事業並びに環境保全型農業直接支援対策の関係者に委員会への出席を求めることができる。
- 3 委員会は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 一 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項について議題にする場合。
 - 二 公開することにより、委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、農林基盤局農地部農地計画課と農業水産局農政部農業経営課が協力して務める。

(その他)

第7条 委員会の議事録は事務局が作成し、5年間保存する。

- 2 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- この要領は平成19年11月1日から施行する。
- この要領は平成24年5月8日から施行する。
- この要領は平成26年7月4日から施行する。
- この要領は平成27年1月28日から施行する。
- この要領は平成28年6月8日から施行する。
- この要領は平成30年9月12日から施行する。
- この要領は令和元年7月11日から施行する。
- この要領は令和2年11月19日から施行する。
- この要領は令和4年5月13日から施行する。
- この要領は令和5年4月28日から施行する。

別紙

あいち農業農村多面的機能等委員会名簿

氏 名	所 属	職 名
平松 研	国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学応用生物科学部	教授
小酒井 徹	公益財団法人愛知・豊川用水振興協会	副理事長
長谷川 明子	ビオトープ・ネットワーク中部	会 長
市橋 玉子	セントライ青果株式会社営業推進事業部営業戦略室	課長代理
森本 英嗣	国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究科	准教授